

# 専門学校北日本自動車大学校 学校関係者評価委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、専門学校北日本自動車大学校が、実践的かつ専門的な職業教育にかかる活動等を評価し、改善・支援等を行うことにより、学生等が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育を享受できるよう学校運営の改善と、専修学校教育の発展を目指した学校評価を行うことを目的とする。

## (所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育目的
- (2) 教育方法・内容
- (3) ガバナンス
- (4) その他、学校運営の改善と発展

## (委員)

第3条 委員会の委員は学校長(教頭、学科長)および学校長が指名する教職員の他、専攻分野に関する企業等の役職員から広く選任するものとし、少なくとも以下の①、②、③からそれぞれ1名、④、⑤、⑥から1名を委員に加えることとする。

- ① 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員
- ② 卒業生
- ③ 保護者
- ④ 地域住民
- ⑤ 高等学校などの校長、進路指導担当者など
- ⑥ 地域の地方公共団体の関係者(教育委員会・その他関係部局)

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長等)

第4条 委員会の委員長は、委員の中から互選し、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、必要に応じて委員長が指名する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (報酬)

第5条 委員会出席にあたり、報酬は原則として無償とする。ただし出席にかかる交通費などについては別に定める。

## (会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

## 附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。